

所沢市男女共同参画に関する苦情の申出

1) どのようなことを申し出ることができますか？

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を申し出ることができます。

※ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等私人間での人権侵害に関する苦情は対象とはなりません。

2) 誰でも申し出ることができますか？

市内に住所が有る方のほか、市内に在勤、在学の方が申し出ることができます。また、事業者（営利、非営利等の別にかかわらず、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体）も申し出ることができます。

3) 申出はどのように処理されるのですか？

所沢市男女共同参画苦情処理専門委員（以下「苦情処理専門委員」といいます。）は、必要に応じて苦情を申し出た方（以下「申出者」といいます。）に事情をお聴きするほか、施策の実施機関等に対して調査を行います。調査の結果について、市長に対し意見を表明することができます。

調査結果については、苦情処理専門委員から申出者に通知します。

4) すべての申出が調査されるのですか？

次の申出は、この制度の調査の対象となりません。その場合は、申出者に通知します。

- 判決、裁決等により確定した事項
- 裁判中において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第17条に規定する紛争の解決の援助の対象となる事項

- 議会に請願または陳情を行っている事案に関する事項
- 所沢市男女共同参画推進条例または同条例施行規則に基づく苦情処理専門委員の行為に関する事項
- その他、苦情処理専門委員が処理することが適当でないと認める事項

5) 苦情処理専門委員はどのような人ですか？

市長から委嘱された3名が、苦情処理専門委員を務めています。

野田 幸雄 委員（ヒューマンライツアドバイザー 元日本経済新聞社常任顧問）

松原 由美 委員（早稲田大学准教授）

渡邊 晋 委員（弁護士）

6) どのようにして申出をするのですか？

所定の「男女共同参画に関する苦情申出書」により、申し出てください。

申出書は、企画総務課男女共同参画室、男女共同参画推進センターふらっと、市のホームページからも入手できます。

7) 申出書は、どこに提出するのですか？

企画総務課男女共同参画室に、直接提出してください。郵送やFAXでも提出できますが、その場合は、申出の趣旨や内容を確認するため、後日来庁をお願いすることがあります。

問い合わせ先

所沢市経営企画部企画総務課男女共同参画室

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

電話：04-2998-9150 FAX：04-2994-0706

HP アドレス <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>

メールアドレス a9150@city.tokorozawa.lg.jp